

# 《いわぎん》インターネットEBサービス「ビジネスWeb」利用規定 (トークン利用にかかる追加規定)

トークンの利用に際しては、《いわぎん》インターネットEBサービス「ビジネスWeb」利用規定（以下、「利用規定」といいます）に、後記第1条～第9条までの規定（以下、「本追加規定」といいます）を追加して適用します。なお、特段の定めがない限り、利用規定に定めている内容は本追加規定においても適用されるものとします。

## 第1条 ワンタイムパスワード

- ワンタイムパスワードとは、当行所定のパスワード生成機（以下、「トークン」という）により生成・表示される、可変的なパスワードをいいます。
- 本サービスの利用にあたり、ワンタイムパスワードの利用を必須とします。
- ワンタイムパスワードは、本サービスの当行所定の取引時に入力するものとします。

## 第2条 トークンの取扱い

- ワンタイムパスワードを利用するために必要なトークンは、1契約者（1代表口座）に対し1個発行し、当行所定の方法で契約者に交付します。契約者は、トークンの受け取り後、速やかに本サービスにログインし、当行所定の方法によりパソコン画面上で利用登録手続きを行うこととします。
- 契約者は、当行所定の方法で申し込むことで、トークンの追加発行を受けることができます。トークンの追加発行には、当行所定の手数料がかかります。

## 第3条 有効期限

トークンは、当行所定の有効期限経過後は利用できなくなります。新しいトークンは、有効期限到来前に当行所定の方法により契約者に交付します。契約者は、トークン受け取り後、速やかに本サービスにログインし、新しいトークンの利用登録手続きを行ってください。

## 第4条 本人確認・取引意思の確認

当行所定の取引では、ワンタイムパスワードを当行所定の方法により送信してください。

当行所定の方法により送信された本人確認情報・届出暗証番号・ワンタイムパスワードと、契約者が当行に事前に登録または届け出た本人確認情報・届出暗証番号、所定の手続きにより発行されたワンタイムパスワードとの一致を当行が確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- 本サービスの利用依頼が契約者の意思による有効な申し込みであること。
- 当行が受信した処理依頼内容が真正なものであること。

## 第5条 トークンの所有権

トークンの所有権は当行に帰属します。トークンの貸与を受けた契約者は、トークンを厳正に管理することとし、他人に譲渡、質入、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

## 第6条 トークンの紛失、盗難等の届出

トークンの紛失、盗難、偽造、変造、不正使用があった場合、またその恐れがある場合は、契約者は直ちに当行所定の方法により届け出ることとします。本届出に基づき、当行は遅滞なく該当トークン機能を破棄します。

## 第7条 連続誤入力による利用停止

契約者が誤ったワンタイムパスワードの入力、送信を、当行所定の回数以上連続して行ったときは、当行は安全のためワンタイムパスワードを必要とする取引の利用を停止します。この場合契約者は、利用停止解除の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。なお、当行が認めた場合に限り、上記手続きを行わずに利用停止を解除する場合があります。

## 第8条 トークンの再発行

故障、破損、紛失、盗難等によるトークンの再発行は、当行所定の手続きによるものとします。当行所定の再発行手数料がかかる場合があります。

## 第9条 免責事項

当行の責に帰すべき場合を除き、下記について当行は責任を負いません。

- 有効期限以降にトークンを利用した取引ができないことによる損害。
- トークンの故障、破損、紛失、盗難、偽造、変造、郵送中等により、トークンを利用した取引ができないことによる損害。
- ワンタイムパスワードの利用停止による損害。
- トークン郵送時における郵送事故等による損害。

以上

(平成27年5月18日 改定)